

市街化調整区域内における建築許可申請に必要な書類

	申請図書	提出	備考
1	建築許可申請書	○	指定用紙
2	理由書	○	書式自由
3	法第34条各号該当証明書類	○	各号及び開発審査会付議基準により異なります
4	位置図	○	都市計画図の複写を原則とし、方位・縮尺を明示のこと
5	住宅明細図	○	敷地面積は セットバック分を除く
6	申請地の面積求積図	△	
7	公図（の写し）	○	①公図（の写し）に申請地の境界を朱書き ②受付日より3ヶ月以内のもの ③法務局から直接交付されたもの。複写機等でコピーしたものは不可です。
8	土地登記簿謄本（全部事項証明）	○	受付日より3ヶ月以内のもの
9	土地所有者の同意書	△	申請者と同一人の場合不要
10	関係権利者の同意書	△	抵当権者等
11	9及び10における同意者の印鑑証明	△	申請者と同一人の場合不要 受付日から概ね1年以内とする。ただし、1年以内であっても提出を求める場合があります。
12	申請者の住民票又は個人番号カードの写し（法人にあっては登記簿謄本）	○	受付日より3ヶ月以内のもの（個人番号カードの写しは、カードの有効期限内かつ現住所が記載されているおもて面のみ提出）
13	現況写真	○	申請区域の現況を4面から撮影した写真（申請区域を朱線で明示し、撮影方向図を添付）
14	土地利用計画図	○	
15	排水施設計画平面図	○	汚水・雨水の排水経路等
16	予定建築物の平面図	○	延床面積・建築面積 ・構造が明示された 面積表を添付
17	予定建築物の立面図	△	
18	土地の明細書	△	3筆以上の土地が敷地となる場合必要
19	排水に関する同意を得たことを証する書面	△	土地改良区、等
20	他法令による許可書、認可書等の写し	△	道路法・法定外公共物使用、等
21	災害レッド・イエローゾーン 事前調査報告書	△	「新潟市開発行為等許可の基準に関する条例」 に該当する場合に必要
22	既存宅地による開発行為等事前説明実施報告書	△	提出対象は、「『1,000㎡以上の既存宅地で、 自己居住用以外』における新築又は用途変更を 伴う建築許可申請」のもの。
23	その他市長が必要と認める図書	△	

提出欄：○必須、△場合により必要